

1. はじめに

我が国の社会資本は、豊かな国民生活の実現およびその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在および将来の代にわたる国民の貴重な財産である。これらの社会資本は高度経済成長期などに集中的に整備され、形成された社会資本ストックが更なる経済成長を支えてきており、安全なインフラサービスを将来にわたって継続的に提供していくことは社会資本の管理者の責務である。

一方、その調達に目を向けると、時宜の課題に対応した制度の見直し等を経て、現在では国土交通省の直轄工事のほとんどにおいて、一般競争入札・総合評価落札方式を採用しているものの、中長期的な担い手の確保、行き過ぎた価格競争の是正、発注者の体制確保、発注手続きに係る受発注者の負担軽減等の課題が顕在化している。このような状況において、公共工事の品質確保のためには、引き続き、透明性、公正性および競争性の確保を前提としつつ、発注者の技術力や体制を踏まえ、事業の特性や地域の実情等に応じて多様な入札契約方式の中から最も適切な入札契約方式を選択していくことが求められている。

こうした背景の下、平成 26 年 6 月には「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 56 号）が公布・施行され、新たに第 14 条において、「発注者は、入札および契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる」ことが明記されたところである。また、改正法の基本理念の実現に資するため、国土交通省では、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として『公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン』を策定したところである。一方、欧米主要国の公共工事の入札契約に目を向けると、わが国では未だ制度化されていない入札契約方式を含め、より多様な入札契約方式が制度化され、活用されている。

国土技術政策総合研究所では、欧米主要国（米国、EU、イギリス、フランス、ドイツ）の公共調達のアウトライン、具体的には、多様な入札契約方式の法規則上の位置づけ、公共工事での適用状況、総合評価落札方式の導入事例を国土技術政策総合研究所資料第 772 号『海外における公共調達－アメリカ、イギリス、フランス、ドイツでの建設事業調達－』⁽¹⁾として取りまとめたところであり、本資料はこれに引き続き

平成 25 年から平成 27 年にかけて、英国（EU）および米国で用いられているあらかじめ入札により選定された企業グループと包括的に合意または基本契約を締結し、これらの企業を対象として個別の発注の入札、契約を行う「包括・個別二段階契約方式」について、方式の概要と導入の背景、法規則上の位置づけ、公共工事での適用状況、具体的な導入事例等を公開資料調査、関係機関へのアンケート、インタビュー調査等により収集し、とりまとめた結果を紹介するものである。

我が国で、地域のインフラを支える体制の中長期にわたる確保に資する入札契約制の検討にあたっての基礎資料としての活用を想定している。